

核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合

第23回

令和3年4月20日（火）

原子力規制委員会

核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合

第23回 議事録

1. 日時

令和3年4月20日（火） 13:30～14:14

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

原子力規制庁

山形 浩史	緊急事態対策監
大島 俊之	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
細野 行夫	研究炉等審査部門 安全管理調査官
北條 智博	研究炉等審査部門 技術研究調査官
伊藤 岳広	研究炉等審査部門 安全審査官
上野 賢一	研究炉等審査部門 管理官補佐
加藤 克洋	研究炉等審査部門 原子力規制専門員

（議題1）

日本原子力研究開発機構

東京事務所

野村 紀男	安全・核セキュリティ統括部	部長
大川内 靖	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室 室長
黒澤 昭彦	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室 主査

原科研

曾野 浩樹	臨界ホット試験技術部	次長
頼経 勉	臨界ホット試験技術部	臨界技術第2課 課長
會澤 栄寿	臨界ホット試験技術部	臨界技術第2課 技術副主幹
児島 亮平	臨界ホット試験技術部	臨界技術第2課

（議題2）

日本原子力研究開発機構

東京事務所

野村 紀男	安全・核セキュリティ統括部	部長		
大川内 靖	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室	室長	
黒澤 昭彦	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室	主査	

原科研

吉澤 道夫	原子力科学研究所	副所長		
小澤 一茂	バックエンド技術部	部長		
照沼 章弘	バックエンド技術部	廃止措置課	課長	
三村 竜二	バックエンド技術部	廃止措置課	マネジャー	
横塚 佑太	バックエンド技術部	廃止措置課		
曾野 浩樹	臨界ホット試験技術部	次長		
井澤 一彦	臨界ホット試験技術部	臨界技術第1課	課長	
石井 淳一	臨界ホット試験技術部	臨界技術第1課	マネジャー	
新垣 優	臨界ホット試験技術部	臨界技術第1課	主査	
岸 敏明	臨界ホット試験技術部	JRR-4管理課	課長	
石黒 裕大	臨界ホット試験技術部	JRR-4管理課	技術副主幹	
阿波 靖晃	保安管理部	施設安全課	マネジャー	

大洗研究所

近藤 雅明	保安管理部	施設安全課	課長	
工藤 健治	環境保全部	環境技術課	課長	
高津戸 裕司	環境保全部	環境技術課	廃止措置チームリーダー	

青森研究開発センター

大石 哲也	保安管理課	課長		
神林 英美	施設工務課	課長		
桑原 潤	施設工務課	マネジャー		
山田 克典	保安管理課	マネジャー		

4. 議題

(1) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 F C A (高速炉臨界実験装置) 施設の

廃止措置計画認可申請及び保安規定変更認可申請について

(2) 日本原子力研究開発機構（JRR-2等）の廃止措置計画変更認可申請の補正について

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 F C A施設に係る廃止措置計画認可申請について概要説明資料
- 資料 1 - 2 F C A施設の廃止措置に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について概要説明資料
- 資料 2 日本原子力研究開発機構（JRR-2等）の廃止措置計画変更認可申請の補正について

6. 議事録

○山形緊急事態対策監 定刻になりましたので、第23回核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合を開催します。

本日は田中委員が欠席のため、私が、山形が議事を進めてまいります。

本日の議題は、議題(1)日本原子力研究開発機構原子力科学研究所FCAの廃止措置計画認可申請及び保安規定変更認可申請です。議題(2)日本原子力研究開発機構（JRR-2等）の廃止措置計画変更認可申請の補正についてであります。

本日の会合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への対応を踏まえまして、テレビ会議を使用した会議となります。注意点を申し上げますけれども、資料の説明においては、資料番号とページ数を明確に説明をしてください。発言において不明瞭な点があれば、その都度、その旨をお伝えいただき、説明や指摘を再度していただくようお願いします。会議中、機材のトラブルが発生した場合には、一旦議事を中断し、機材の調整を実施いたします。

以上、円滑な議事の協力のため、ご協力をお願いいたします。

それでは、議題(1)に入ります。日本原子力研究開発機構のほうから、資料1-1について説明をしてください。

○頼経課長 原子力機構、頼経です。

本日は、令和3年3月31日に申請いたしましたFCA施設に係る廃止措置計画認可申請及び原子炉施設保安規定変更認可申請について御説明させていただきます。

説明のほうは担当の児島のほうより行います。よろしくお願ひします。

○児島（臨界技術第2課） 原子力機構の児島です。

それでは、資料1-1を用いまして、FCA施設に係る廃止措置計画認可申請について概要説明を行います。

資料の2ページ目を御覧ください。まず、FCAの概要についてです。FCAとはFast Critical Assembly、高速炉臨界実験装置の略でございまして、運転実績といたしましては、昭和42年の初臨界から、「常陽」「もんじゅ」のモックアップ実験を行い、平成23年に運転を終了しております。その間の総積算出力といたしましては、約172kWh程度でございまして。

続けて、資料の3ページ目に、FCAの主要な諸元を載せております。左側に諸元の表、右側に炉心のポンチ絵を載せております。ポンチ絵の部分に人を立たせておりますが、FCAは臨界実験装置でございまして、人と比較しても大型の原子炉でございまして。FCAの特徴といたしましては、このポンチ絵を見て分かりますとおり、炉心が水平に2分割されていること、それが運転時には、移動側炉心が移動ケーブル駆動機構を用いて密着し、移動側炉心の密着後、制御棒で臨界調整を行うという特徴がございまして。FCAのスクラム、緊急停止は、密着していた移動側炉心の分離及び、投入していた制御安全棒の引き抜きにより実施いたします。

FCAの鳥観図を資料の4ページ目に載せております。

こちらを平面図に落としたものが資料の5ページ目でございます。ハッチングした部分が管理区域、黒色の四角部分が廃棄物の保管場所でございます。FCAの燃料は全て燃料貯蔵庫、下のほうにあります燃料貯蔵庫に全て貯蔵中であり、原子炉本体にある炉心とは離れた部分でございます。

続けて、廃止措置計画の中身のほうを説明させていただきます。資料の7ページ目を御覧ください。FCAの廃止措置の大きな概要を説明いたします。FCAの廃止措置は、まず機能停止、機能停止措置は炉心の閉止措置と制御設備の機能停止措置を併せて行います。続けて、炉室設備の解体撤去工事を行います。それが終わり次第、第2段階として、燃料の搬出、炉室以外の設備の解体撤去、建屋の解体を実施せずに管理区域解除を行う、大きく分けて2段階に分けて実施いたします。FCAの炉室設備を、まず第1段階で解体することで、汚染レベルが比較的高い設備の解体工事を先行して行い、施設全体の残存放射能の低減を図る計画でございます。

全体工程を行程表に起こしたのが資料8ページ目の表でございます。まず、原子炉機能停止措置を行い、次に炉室設備の解体、2026年度に燃料搬出を行い、炉室以外の設備の解体、最後に、2032年に終了という計画でございます。

なお、解体撤去工事、燃料搬出の前には、廃止措置計画の変更認可申請を行う予定でございます。

廃止措置計画の認可後、最初に行う原子炉の機能停止措置について説明いたします。資料の9ページ目を御覧ください。機能停止措置の具体的な措置内容といたしましては、炉心への燃料体を再装荷とするような不可、再装荷を不可とするような措置を行うと同時に、原子炉の運転停止に関する恒久的な措置を行います。

続けて、資料の11ページ目から13ページ目を御覧ください。こちらにFCAの廃止措置で行う廃止措置対象の設備一覧の表を載せております。こちらの表で横線、バーで示している部分は解体を行わず、一般施設として継続管理を行う施設を示しています。

こちらの解体対象設備を平面図に落とし込んだものが14ページ目の図でございます。赤色の四角で囲った部分を第1段階、水色の点線で囲った部分を第2段階で解体撤去を行います。

続けて、資料の15ページ目を御覧ください。FCAの廃止措置期間中の性能維持施設の表を載せております。こちらはTCAと同様の施設、設備を選定し、維持すべき設備、維持すべき期間を定めております。

続けて、資料の16ページ目、核燃料物質の管理及び譲渡しについて説明させていただきます。FCAには、20%濃縮ウラン金属燃料、天然ウラン金属燃料、劣化ウラン金属燃料、劣化ウラン酸化物燃料等がございまして、それが様々な形状で存在しています。それらは全て搬出までFCAの燃料貯蔵庫に保管いたします。2026年度にその全量を、国内の許可を有する事業者へ引き渡します。

続けて、資料の17ページ目、核燃料物質による汚染の除去について説明いたします。汚染の状況といたしましては、先に認可を頂いているTCA施設と同様の評価方法を用いた結果、放射化汚染物質が約 10^9 Bq、二次汚染物質が約 10^7 Bq程度存在すると評価しております。

これらの推定分布を図に表したものが18ページ目の推定汚染分布の図でございます。こちら、右側のほうに拡大で表示しておりますが、最も推定汚染の高い原子炉本体分の線量当量率の実測値は約 1.2μ Sv/h程度でございまして、汚染の程度は小さいという評価になっております。

続けて、資料の19ページ目、核燃料物質等の廃棄について説明いたします。放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物、放射性固体廃棄物、いずれも、先に認可を頂いているTCA施設と同様の方法で廃棄いたします。放射性固体廃棄物については、約200リットルドラム缶換算で金属等の廃棄物が約734本、この廃棄物を搬出後、管理区域解除のためのコンクリート掘削時にコンクリート廃棄物が約727本発生いたします。保管場所、これらの廃棄物を保管する保管場所である炉室には約880本ドラム缶を置くことができまして、保管容量は十分であるという評価になっております。

続けて、資料の20ページ目、放射性固体廃棄物の推定発生量の表を載せております。FCAの廃止措置では、最高でもトレンチ処分相当の廃棄物は約381t、放射性廃棄物として扱う必要がないもの、いわゆるクリアランス廃棄物が約57t、合計438t発生すると見込んでおります。このほか、放射性廃棄物でない廃棄物の重量が約100t発生すると見込んでおりまして、FCAの廃止措置全体で発生する廃棄物の量といたしましては、約538t発生すると見込んでおります。

続けて、資料の22ページ目を御覧ください。既に使用済燃料を炉心から取り出していることを明らかにする資料の説明を行います。資料といたしましては、FCAの空の炉心装荷図を添付いたします。

続けて、23ページ目、廃止措置期間中における平常時の被ばく管理について説明いたします。こちらはTCA施設と同様の被ばく管理を行います。

資料の24ページ目から、廃止措置期間中に想定される事故の種類及び影響について説明いたします。まず、事故の選定についてですが、こちらはTCA施設と同じ選定基準を用いまして、以下の①～⑧の8つのシナリオを想定しております。このシナリオのうち、最も環境への放出量が大きくなる下線の事故について被ばく評価を実施しております。

資料の26ページ目から27ページ目に、具体的な被ばく評価の方法について記載しております。これは先行しているTCA施設、並びにTRACY施設、VHTRCと同様の手法を用いております。

こちらの評価方法を用いて評価した結果が28ページ目の結果でございます。被ばく評価の結果としては、結果、一般公衆の実効線量は約 10^{-2} mSvオーダーにございまして、判断基準にある5mSvよりも十分小さく、一般公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはないという評価になっております。

最後に、資料の29ページ目に、廃止措置に要する費用及び実施体制、品質マネジメント

システムについて説明いたします。廃止措置に要する費用の見積りといたしましては、施設の解体費約5.7億円及び廃棄物処理処分費約13億円、合わせて約19億円と見込んでおります。廃止措置の実施体制及び品質マネジメントシステムについては、こちらもTCAと同様、保安規定に基づき実施いたします。

以上で、資料の1-1、FCA施設の廃止措置計画についての概要説明を終わります。

○山形緊急事態対策監 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、質問などこちら側はありますか。

○上野管理官補佐 規制庁の上野です。

廃止措置計画の全体計画について確認します。資料で言うと8ページに全体計画が示されていますが、この中で、第2段階で燃料搬出を2026年にとのことですが、それまでに、その廃止措置計画、燃料の搬出に当たっては廃止措置計画を変更してということですが、現状で、その燃料の搬出ですとか、それ、燃料の搬出に関わるステップ等について、今、説明できることがあれば説明してください。

○頼経課長 原子力機構の頼経です。

燃料の搬出につきましては、先ほど御説明しましたとおり、第2段階の初めに燃料を搬出します。今、具体的に搬出先については、原科研の中のSTACY施設を想定してございます。で、STACY施設側の変更許可申請、そういったものが必要でございますので、今後、廃止措置計画の変更申請と併せまして、原科研の原子炉設置変更許可申請でSTACY側の設置変更許可申請を行いまして、貯蔵設備の設置について許可を受ける予定でございます。それを、この8ページでございます廃止措置計画変更認可申請、2024年から2025年ごろとございますが、その時期に合わせて行う予定でございます。

以上です。

○上野管理官補佐 分かりました。今、説明のあった内容を少し資料にまとめていただいて、また説明していただければと思います。

続いて、金属ナトリウムの取扱いについて確認します。資料で言うと、少し関連する記載が24ページのほうに、資料の24ページのほうに、その想定事故として金属ナトリウムによる火災という記載があるのですが、まずは、その現状において、その金属ナトリウムを危険物としてどのように保管・管理しているかという点について説明をお願いします。

○頼経課長 原子力機構の頼経でございます。

現在、金属ナトリウムにつきましては、炉室のほうで保管・管理してございます。で、

FCAで現在保有していますナトリウムにつきましては、全て金属ナトリウムの形状でございます。さらに、この金属ナトリウムはステンレスで全て密封被覆されてございます。現状、保管・管理している状況では、特に事故等が発生することは想定してございません。

以上です。

○上野管理官補佐 はい、分かりました。その廃止措置を進めていくに当たって、例えば、その切断に当たって水を使うだとかというような環境の変化もあるかと思うんですが、その廃止措置を実施するに当たって、その金属ナトリウムの取扱いに対する対策等があれば説明してください。

○頼経課長 原子力機構の頼経です。

炉室の解体工事を行うに当たりまして、現在、今、炉室にナトリウムがございますので、水等を使うことは想定されますが、今、保管しておりますナトリウムにつきましては、炉室の解体工事が始まるまでに炉室から撤去する予定でございます。可能であれば、施設外に搬出を考えてございますが、ナトリウム、現在、搬出先を機構内で想定、検討しているところでございますが、それが決まらない場合であっても、炉室ではないほかの管理区域内に持っていくことも想定してございます。いずれにしろ、炉室の解体工事に当たって、ナトリウムが存在しない状態で炉室の解体工事を行いたいと考えてございます。

以上です。

○上野管理官補佐 はい、分かりました。今言われた内容を少し資料に反映させて説明をお願いします。

○頼経課長 原子力機構の頼経です。

承知しました。ただいま申しましたことを整理しまして、今後のヒアリング、次回の審査会合等で御説明させていただきます。

○細野企画調査官 規制庁、細野です。

頼経課長、資料をまとめるときに、その金属ナトリウム、まだ今、現時点では行き先が決まってないわけで、今の御説明だと、機構内で考えて、効率的な、あるいは合理的な処理を多分お考えになられるんでしょうけれども、そこが決まったところで、恐らく廃止措置計画認可が必要になると思いますので、それも併せて、少し説明の内容に加えていただくという感じで理解しておけばよろしいですかね。

○頼経課長 原子力機構、頼経です。

承知しました。その理解で大丈夫です。

○細野企画調査官 よろしくお願ひします。

○山形緊急事態対策監 いいですか、はい。

それでは、次に資料1-2のほうを、日本原子力研究開発機構のほうから説明をしてください。

○児島（臨界技術第2課） 原子力機構の児島です。

それでは、資料1-2を用いまして、FCA施設の廃止措置に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について概要説明を行います。

資料の2ページ目を御覧ください。こちらに原子力科学研究所の原子炉施設保安規定の全体の構成を載せております。今回の申請によって変更する範囲は、第1編、総則、第2編、放射線管理、並びに施設編である第9編、FCAの管理のこの部分を変更いたします。

資料の3ページ目で、変更後の保安規定の適用範囲について説明いたします。今回の変更では、廃止措置計画の工程のうち第1段階の機能停止措置までの間の適用範囲といたします。これ以降の、炉室設備の解体工事以降に適用する保安規定に関しては、各過程の着手前に廃止措置計画の変更認可申請と合わせて変更いたします。

資料の4ページ目から、保安規定の変更内容について具体的に説明を申し上げます。

まず、(1)といたしまして、保安管理体制の変更を行います。第1編にて、FCAの原子炉主任技術者の削除、FCA廃止措置施設保安主務者の追加を行います。FCA廃止措置施設保安主務者は、選任要件を満たす有資格者から指名いたします。2つ目といたしまして、第1編で、FCAの運転をもう行いませんので、FCAの運転長に関する記載の削除を行います。

続けて、資料の5ページ目、(2)といたしまして、施設管理に関する事項の変更を行います。

まず、1つ目として、FCAの運転を行いませんので、FCAの運転に関する記載の削除を、第1編及び第9編にて行います。

2つ目といたしまして、第9編にて、運転時における警報装置及び緊急停止連動装置が作動した際の措置に関する記載の削除を行います。

3つ目といたしまして、第9編にて、放射線測定機器及び警報装置の作動条件の見直しを行います。具体的な内容といたしましては、炉心への燃料装荷がなくなりますので、原子炉運転も行いません。したがって、炉心からの中性子線の発生がなくなります。これにより、炉室にて中性子線エリアモニタによる線量監視が不要となります。そのため、中性子線エリアモニタを測定機器から削除いたします。また、プルトニウム燃料に関しては全て

施設外、FCA施設外に払出済でございます。したがって、アルファ線の管理が不要となるため、アルファ線に関する記載を削除いたします。また、プルトニウム燃料に対する臨界警報装置に関する記載も削除いたします。

なお、施設に残っている、施設内に貯蔵中の燃料に対する臨界管理は、残っているガンマ線エリアモニタにて行います。

資料の6ページ目、施設管理に関する事項の変更のつづきですが、4つ目といたしまして、定期事業者検査の項目の見直しを第9編で行います。こちらは、原子炉運転に関する項目を削除し、廃止措置中に機能を維持すべき設備について実施いたします。

5つ目といたしまして、第9編にて、原子炉運転中で運転実施計画で管理していたものを、年間管理計画にて管理いたしますので、年間管理計画に関する記載の見直しを行います。

6つ目といたしまして、第9編にて、廃止措置モードに移行するため、施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定に関する記載の削除を行います。

資料の7ページ目で、廃止措置中の対応の追加について説明します。第1編及び第9編にて、廃止措置中の保安教育に関する記載の追加を行います。続けて、第9編にて機能停止措置に関する記載の追加を行います。

資料の8ページ目で、廃止措置中の対応の追加のつづきですが、第1編、第2編、第9編で、放射性廃棄物の管理に関する記載の追加を行います。内容といたしましては、これまで「廃棄物の仕掛品」として管理していたものを、「固体廃棄物」として管理いたします。管理のための事項は「廃棄物の仕掛品」に関しては下部規程で定めていましたが、「固体廃棄物」に関しては保安規定に格上げして管理いたします。こちらに関しては、既に廃止措置に移行している原子力科学研究所のJRR-4、TRACY、TCA等と同様な対応です。具体的な内容に関しては以下のとおりです。

最後に、資料の9ページ目で、燃料管理に係る事項の変更を行います。こちら、第9編にて、燃料要素の受入れ、及び払出しに関する記載の削除を行います。また、先ほど申し上げましたとおり、プルトニウム燃料に関しては全てFCAの施設外に払出しを行っておりまして、受入れ、払出しも行いませんので、プルトニウム燃料の貯蔵制限に関する記載の削除を行います。その他、第1編にて記録類の見直し、全体を通して条番号の変更等、記載の適正化を図っております。

以上で、保安規定の変更についての概要説明を終わります。

○山形緊急事態対策監 はい、ありがとうございました。

今の説明に対して質問等、はい、細野さん。

○細野企画調査官 規制庁、細野です。

指摘というよりは、現時点の我々の見方として、廃止措置に伴って保安規定の申請を出されていまして、ここで大きな論点はないと思っています。資料7ページ以降ですね、廃止措置中の対応の追加、特に機能停止措置ですね、ここら辺は廃止措置計画認可の内容と、その照らし合わせながら、これからまた審査をして、必要な指摘をしてまいりたいと思います。

以上です。

○山形緊急事態対策監 はい、ほかには、ないですか。

それでは、今日はこれ以上はないんですけども、ヒアリングなどで事実確認を進めていきたいと思います。

そして、必要があれば、また審査会合ということになると思いますので、よろしく願いします。

それでは、まず、取りあえず、この議題1はこれで終了します。

ここで一旦中断時間が必要ですか。5分、じゃあ、2時ちょうどから再開ということにいたします。お疲れさまでした。

(休憩)

○山形緊急事態対策監 それでは再開をいたします。

議題(2)日本原子力研究開発機構(JRR-2等)の廃止措置計画変更認可申請の補正についてであります。

それでは、資料2について、日本原子力研究開発機構から説明をお願いします。

○大川内室長 日本原子力研究開発機構の大川内と申します。

資料2に基づきまして、JRR-2等の廃止措置計画変更認可申請の補正について御説明いたします。

原科研にございますJRR-2、JRR-4、TRACY、それから大洗研にございますDCA、及び原子力第1船原子炉(むつ)につきましては、3月12日に性能維持施設を一部追加するという補正をいたしております。本日は、その概要について御説明いたします。

3月17日に、JMTR及びTCAの廃止措置計画を認可いただきましたが、その原子力規制庁殿との面談及び審査会合におきまして、性能維持施設について御議論をいただきました。その結果を踏まえまして、現在、申請中のございます。JRR-2、JRR-4、TRACY、DCA、(む

つ)につきまして、性能維持施設の選定状況を整理いたしまして、追加するものがないかという検討をいたしまして、その結果、3月12日に補正を行ったということでございます。

補正の内容でございますけれども、施設の特徴等を踏まえた上で、原子炉施設を解体する工事を実施するに当たり、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量を抑制し、又は低減する観点その他の原子力安全の観点から、下の表にまとめましたとおり、性能維持施設を一部追加してございます。

具体的には、固体廃棄物の廃棄設備といたしまして保管廃棄施設、それから、気体廃棄物の廃棄施設としましては排気筒、その他附属設備といたしまして消火設備と照明設備を追加してございます。また、JRR-2におきましては、保管廃棄施設の追加に伴い、保安規定の変更認可申請を同日付で行っております。

簡単ではありますが、資料の説明が以上となります。

○山形緊急事態対策監 今の説明に対して、質問等ありますでしょうか。

上野さん。

○上野管理官補佐 規制庁、上野です。

今回、各施設から、その補正という形で性能維持施設の追加ということがあったんですが、これは、その当初の申請においても、性能維持施設として含めて申請することもできたのかなと考えています。そうではなくて、今回その補正で対応したということについて、経緯があれば、経緯について説明してください。

○大川内室長 原子力機構の大川内でございます。

先ほど御説明しましたとおり、JMTRとTCAの廃止措置計画の認可にかかりまして、審査会合等で審査をしていただきましたが、その中で保管・廃棄設備については性能維持施設として追加する必要性などを議論いただきました。当初、設置許可を受けた設備から選定するという考えで性能維持施設を選定しておりましたけれども、そういったJMTR及びTCAの廃止措置計画の審査の中で出てきた点を踏まえまして、改めて、JRR-2などにおいても追加する施設がないかということで検討して、今回、補正をするに至ったということでございます。

○上野管理官補佐 規制庁、上野です。

今、その言及がありました、例えば、その固体廃棄施設について、JRR-2については、今回、改めて保安規定の変更も申請されているという状況なんですけど、これも、その補正での対応ということになっているんですけど、JRR-2について、補正で、その固体廃棄施設

を性能維持施設に追加したということの経緯について、改めて説明してください。

○細野企画調査官 すみません、規制庁、細野です。

シンプルに言うと、我々の問題意識は、平成26年の保安検査で、この話は分かっている話で、であれば、なぜ当初申請に入れてこないのかという話を言っているだけです。ちょっと原科研、答えてもらっていいですか。

○照沼課長 原科研、廃止措置課の照沼が御説明します。

当初申請に入れなかった理由の1つとしましては、当初、この三条改正に伴う廃止措置計画の変更認可申請ということで、法改正にかかる変更点が不明確になることのないようにというような整理の下、入れていなかったというのが実態でございます。

○細野企画調査官 規制庁、細野です。

何か、さっぱりよく分からないんですけども、一言で言うと失念していたという認識ですかね。入れていただいたので、最終的には、我々としても特に目くじら立てるつもりもないんですけども、こういった、その抜けなり、その失念みたいなものって僕はあると思うんですよね。結構、26年って、もう5年前、6年前の話ですから、実際あると思うんです。

そうすると、その我々の問題意識として、施設ごとにね、それぞれ各拠点の施設ごとに、さっきのFCAもそうですけれども、その担当の皆さんたち頑張っているのと、これは僕らはすごくありがたいし、やはりJAEA自体、これから廃止措置、たたんでいく施設は多いですから、そこら辺はすごくありがたいなと思っています。ただ、一方で今回のような形で、他の施設の対応というのを、こういった水平展開していただく、あるいは平仄を合わせるなんていうのは、少なくとも、やっぱり、その各拠点ごとには、廃止措置を統括するような部署があってもいいんじゃないかなというふうに我々は思っています。

実際に、私、担当しているのが大物のその東海再処理とか、あとは、その「もんじゅ」、「ふげん」、やらせていただいています。彼らの組織はそれぞれ、その東海再処理も今回のその安全対策、高レベル廃液の安全対策に対して、進めるに際して、廃止措置推進室というのを作って、しっかりそのプロジェクトマネージャーも定義をして、廃止措置全体を進捗させているという実績があって、「もんじゅ」も、それに倣った形で進めているというところがあって、それぞれ機能していると我々は考えております。ですので、各課でやられるというのは、あまり否定されるものではないけれども、ちょっと組織的にそういう、ちょっと一段上の統括する部門というのを作ったらいかがかかと、そのほうがしっかり管理できるんじ

ゃないかと、こういう問題ですね、と思っていますので、ぜひ御検討いただければというふうに思います。

私からは以上です。

○吉澤副所長 原科研の吉澤でございます。

今の御指摘の点ですけれども、おっしゃるとおり、今、各施設で、この廃止措置の許可というものを出す時期も随分違っているものが、今回横並びで出たということで、こういう問題が出てきたということで、横並びなり、そういう統括する役割を検討しなければいけないというのは我々も認識しております。

ただ、原科研の場合は、今、お話のありました東海の再処理とか「もんじゅ」と違って、大きなプラント全体を。

○細野企画調査官 ちょっとすみません、副所長、もう少し、ちょっと声のトーンを上げていただいてよろしいですか。ちょっとこちら、聞こえづらくてですね、よろしくお願ひします。

○吉澤副所長 ごめんなさい、すみません。申し訳ありません。

今の原科研での、その廃止措置で統括する機能を検討する必要があるというのは、我々も認識をしております。今、お話の出ました東海再処理、それから「もんじゅ」、「ふげん」というのは、ある意味、プラント全体を廃止措置に向けて、向かう、それに対して原科研の場合は、かなり小さい施設の廃止措置、それから同時並行で運転もする施設もある。例えばTRACYなどでは、同じ施設の中で、隣同士で一方は運転、一方は廃止というような状況がありますので、そういう状況を考えて、最適な体制が必要だというふうに考えております。

ですので、まずは今の許認可の問題としましては、現行の許認可の対応として保安全管理ですけれども、この体制を強化したいというふうに思っています。具体的には、各施設で横並びを取るといような、そういう人員の検討ができる体制を取って、その分は強化していきたいというふうに思っています。

それから、その実際、本格的な解体開始までには少し時間がございますので、この推進体制に関しましては、今言ったように運転と、それから廃止措置と共存する中で、どういう体制がいいかということをお話しして、答えを出したいというふうに思っております。

ただ、現状でも、全体、全く横並びを見ていないかというわけではなく、所の中に廃止

措置委員会というのを設けてございまして、各施設の経過それぞれから、進捗状況というのは横並びを見るということはしておりますけれども、実際には、推進のための体制は必要だろうということは考えてございますので、その部分については、これから検討させていただきたいと思います。まずは、直近では、許認可のところは強化したいと思っております。

以上でございます。

○細野企画調査官 吉澤さん、ちょっといいですか。規制庁、細野です。

副所長のその御回答、半分は理解できて、半分は理解できなかったんですけど、僕らは、その委員会方式というのも、少なくとも私は好きじゃなくて、誰が責任持ってやっているかよく分からないんですよ。その、似たような回答を、これまで我々、その東海再処理もそうですけど、そういう合議体、所長の下に合議体がございましてなんていう説明を何回も聞いていますけれども、もう半信半疑の状態ですので、ぜひ実施部隊としてのその組織改正も念頭に置きながら、御検討いただければというふうに思っております。

私からは以上です。

○吉澤副所長 はい、吉澤でございます。

ありがとうございます。委員会の組織については、現状、それがあつたということを申し上げただけでございます。おっしゃるとおり、体制としてしっかりとしたものも検討したいと思っておりますので、実際の組織的なものとして対応を取ることを検討したいと思います。

以上でございます。

○山形緊急事態対策監 他にありますか、あ、どうぞ。

○大島安全規制管理官 原子力規制庁、大島でございます。

今、一部お答えいただきましたけれども、今日朝、面談もさせていただいて、今日も安核部さんのほうからもつないでいただいておりますけれども、それぞれの拠点施設の特殊性というものがもちろんあるというものは十分理解をしつつも、やっぱり、それぞれの貴重な経験を横にしっかりと展開をしていくというのを、どういう形で組織的に対応していくのかということが非常に重要だというふうに思っておりますので、これ、今日、明日ですぐ回答が出るようなものではないというものは分かっていますけれども、しっかりとそういう問題意識を共有させていただいて、検討をしっかりと行っていただければというふうに思っておりますので、ちょっと安核部さんのほうから何かあれば、ちょっと追加でお

願います。

○野村部長 原子力機構、安核部の野村といいます。お世話になっております。

今、管理官のおっしゃったこと、我々も受け取りまして、各拠点は各拠点のその実務の中できちんと、そのグリップを効かせながらやっていくということもありますし、機構全体ということで、こういった問題を横串というんですか、こういったことを進めていくというのが当然のことと考えてございます。これまでも至らないところがありましたけれども、この辺、管理官のお言葉を踏まえて、そういったことで進めていくように、我々としても支援という形で進めてまいりたいと思っております。

御意見ありがとうございました。

○山形緊急事態対策監 はい、よろしいですか。

なければ、議題(2)はこれで終了いたします。日本原子力研究開発機構においては、1つの組織としての対応をきっちりと取れるように、また検討していただければと思います。

全体を通じて、もう特にはないですね、はい。

それでは、以上をもちまして本日の審査会合を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

以上